

小郡市教育大綱

～ほんもの教育力おごおり～

学びでつながるひと・まち・未来



TANABATA NO SATO
OGŌRI

平成28年3月

小 郡 市

目次

1	教育大綱の背景と位置づけ	1
(1)	教育大綱策定の背景	1
(2)	教育大綱の位置づけ	1
(3)	教育大綱の実施期間	1
2	小郡市教育大綱作成の基本方針	2
(1)	基本方針	2
	<小郡市教育大綱総論図>	3
(2)	理念と基本目標及び重点目標	4
3	重点目標達成のための方向性	5～10

1 教育大綱の背景と位置づけ

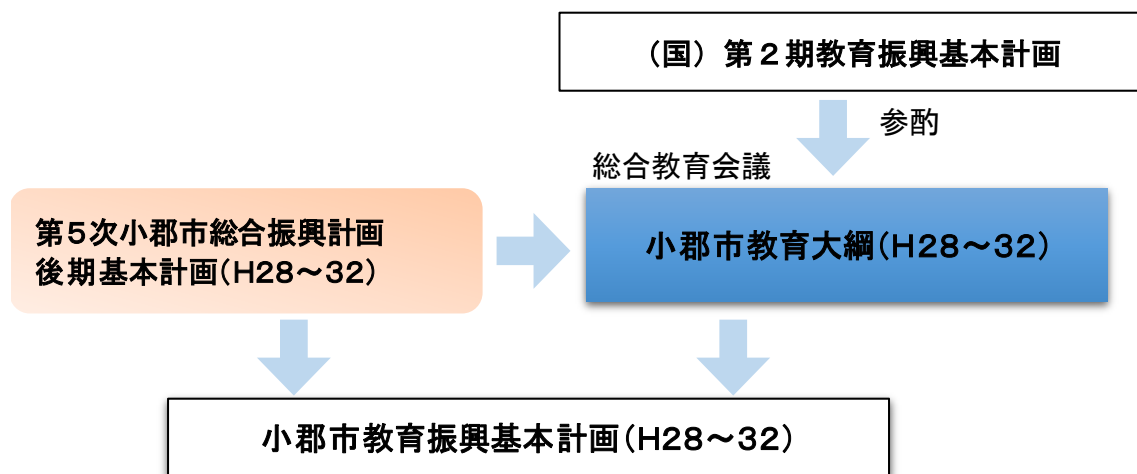
(1) 教育大綱策定の背景

平成27年4月1日に改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、芸術及び文化振興に関する総合的な大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する民意をより一層反映させるために、同法第1条の4第2項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

(2) 教育大綱の位置づけ

この教育大綱は、小郡市の教育行政を推進する基本的な方針となるものです。策定に当たっては第5次小郡市総合振興計画後期基本計画と連動させるとともに小郡市教育振興基本計画の基盤となるようにしております。



(3) 教育大綱の実施期間

この教育大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間としております。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、適宜施策等の見直しを行って参ります。

2 小郡市教育大綱作成の基本方針

(1) 基本方針

少子高齢化社会、情報化社会、グローバル化社会の中、時代が大きく変化しております。そうした時代の変化に即応するため、また、市民一人一人が夢や希望を持ち続け自己実現を図るとともに社会に貢献していくことができる資質を育てる教育が求められております。そこで、小郡市として育成する市民像を

「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民」

と決めました。このような市民の育成に向けて小郡市の教育大綱を作成したいと考えております。

そこで、まず大切なことは、**ほんもの**の学問、日本や小郡の歴史、古くから伝わる伝統、文化、世界、芸術、郷土、人権、読書、産業、スポーツ等に触れて学ぶことです。特に郷土の教材に直接触れ、学ぶ体験を大事にしたいと思えます。

次に、それらの学びは、市民一人一人が充実した人生を切り拓く**自立**した学び、共に支え合い、高め合う**協働**の学び、そして、日常の生活や地域・社会を高める**発展**の学び、つまり**ほんもの**の学びになることが大事です。このような学びにより、**小郡市のひと、まち、未来がそれぞれに繋がっていく**ことを大事にしたいと思えます。

さらに、そのような学びができるためには、専門的な**ほんもの**の指導者に指導をうけることが大切です。子どもから高齢者まで生涯にわたって学びを続ける場面は、家庭教育、学校教育、社会教育があります。それらの中で市民の豊かな学びを支援するために豊富な知識と経験を持った市民の活用を始めこれからの小郡を育てる多くの意欲のある指導者の育成に力を入れて参ります。

このように**ほんもの**の教育内容に触れ、**ほんもの**の学びを進め、**ほんもの**の指導者に指導を受けると言う3つの視点から**質の高い教育**ができる力を持った小郡を目指します。

今、地方創生や定住促進が言われていますが、このような学びを進める小郡の教育力で魅力あるまちを創っていくことは、まちの活性化に結びつき、多くの人に移り住むことに繋がるものと思えます。

そこで、「**ほんもの教育力**おごおり」をキーワードに取組みを進めて参りたいと思えます。

小郡市教育大綱総論図



(2) 理念と基本目標及び重点目標

○ 理念と目指す市民像

「ほんもの教育力おごおり」～学びでつながるひと・まち・未来～

「志をもち、新しい時代を切り拓くためにたくましく学ぶ小郡市民」を目指します。

基本目標1 ～ ほんものの学びですべての子どもに生きる力を ～

これからの時代を切り拓くすべての子どもの「たくましく生きる力」を育みます。

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み郷土の伝統や文化等を身に付けるとともにグローバルな視点で世界を見つめこれからの小郡、日本、世界の発展に向けて活躍できる人材の育成を目指しほんものの学びを推進します。

基本目標2 ～ 子どもを支える学校・家庭・地域の学びと協働 ～

学校・家庭・地域が互いに学び合い、協働して子どもを支えます。

- ・社会や地域の変化に対応して、学校・家庭・地域がお互いを高める学び合いを進めるとともに当事者意識を持ち連携協働して子どもたちの育ちを支えます。

基本目標3 ～ 学びのまち小郡の実現・継続 ～

市民がつくる新たな学びのまち小郡を実現し、次の世代へ引き継ぎます。

- ・未来を見つめ子どもから高齢者まで連続した学び（生涯学習）の場を提供し、市民一人ひとりの自己実現を図ると共に将来の小郡市発展を担う人材を育成します。

○ 重点目標

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 小・中学校教育の充実
- (3) 青少年教育の充実
- (4) 人権・同和教育の充実
- (5) 生涯学習の充実
- (6) 図書館活動の充実
- (7) 文化活動の充実
- (8) 文化財の保護活用の充実
- (9) スポーツ・レクリエーションの充実

3 重点目標達成のための方向性

重点目標1 幼児教育の充実

人を思いやる優しい心を持った子どもたちを育むため、家庭、幼稚園・保育所をはじめ、地域が一体となって幼児の成長に関わっていきます。

(主な方向性)

- ① **生きる力の基礎を育てる幼児教育推進のための教育環境を整備します。**
 - ・小1プロブレム解消のためのアプローチカリキュラムの開発と普及の支援
- ② **幼稚園就園のための支援を行います。**
 - ・私立幼稚園就園奨励費の交付による幼稚園への就園を促進
- ③ **公立幼稚園の今後のあり方について検討を行います。**
 - ・附属機関である小郡市幼児施設審議会の答申を踏まえ検討

重点目標2 小・中学校教育の充実

自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、他と協力して未来を切り拓いていく力を持った子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が一体となって「生きる力」を育む教育を実践します。そのために、教職員の資質の向上を図る研修を充実させていきます。

(主な方向性)

- ① **より質の高い教育（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成）を推進するために小・中学校への教育条件の整備に努めます。**
 - ・小・中学校の少人数学級の検討
 - ・英語教育、情報教育推進のための支援
 - ・不登校等の対応のためのS S W等の配置拡大
 - ・教職員の専門的な資質を高める研修の支援
- ② **特別支援教育の推進のための支援を行います。**
 - ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援の推進
 - ・特別支援教育支援員の配置

- ③ **地域とともにある学校づくりの推進のための支援**
 - ・学校支援ボランティアの拡大等地域とともにある学校づくりへの支援
- ④ **小・中学校の特色ある学校づくりのための支援を行います。**
 - ・小規模校の特色ある学校づくりへの支援
 - ・伝統文化に関する学習の推進
- ⑤ **空調設備の整備、大規模改修等教育環境の整備に努めます。**
 - ・学校等の空調設備の整備の推進
 - ・計画的な大規模改修の推進
- ⑥ **食育推進のための支援及び給食調理施設の計画的な整備に努めます。**
 - ・小学校自校式給食施設の年次的整備の推進
 - ・学校給食センターの建替えにむけた計画の推進

重点目標 3 青少年教育の充実

団体活動を通して、社会の一員として自覚を高めることができる、青少年活動を推進します。また、家庭・学校・地域・関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

(主な方向性)

- ① **青少年育成活動団体の支援に努めます。**
 - ・社会教育活動団体・青少年健全育成団体の特色ある活動の支援
 - ・自治公民館の開放や校区公民館の活用の支援
- ② **人材の育成を推進します。**
 - ・子どもの体験学習や研修会・交流会の実施によるジュニアリーダーの育成
 - ・子どもの活動に対する家庭・学校・地域との連携による支援
 - ・子ども会育成者や地域支援者の育成
- ③ **家庭教育の支援を推進します。**
 - ・家庭教育・子育て支援を推進
 - ・家庭での規則正しい生活習慣づくりの取組みの推進

重点目標 4 人権・同和教育の充実

同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通し人権を守り育てる個人を育み、かつその個人を育むことのできる地域社会の創造に向け、人権のまちづくりに取り組んでいきます。

学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権であるという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの学力と進路の保障に努めていきます。

(主な方向性)

① 人権・同和教育及び啓発の推進に努めます。

- ・学校における人権・同和教育の推進
- ・地域における人権・同和教育の推進と指導者の育成
- ・人権・同和教育啓発事業の推進

② 組織整備と機能の充実に努めます。

- ・「人権のまちづくり」と「校区人権問題啓発推進委員会」・「協働のまちづくり」組織との整合性を図ることによる、学校・家庭・地域・行政が連携した啓発の推進
- ・小郡市・三井郡での合同研修などの交流・連携
- ・小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）等、研究・研修団体の組織の整備と機能の充実に努めます。

重点目標 5 生涯学習の充実

市民一人ひとりが自己実現を図り、生きがいや心の豊かさをもって生活ができるよう学習機会を充実します。また、個人の学習成果が社会に還元され社会全体の持続的な教育力の向上につなげるため、学習機会や支援体制を整備します。

(主な方向性)

① 社会変化に対応した学習機会の充実に努めます。

- ・多様な学習機会の提供
- ・学習成果を生かす機会の充実
- ・男女共同参画や地域・社会活動参加の促進

② コミュニティ活動の活性化を推進します。

- ・ 公民館運営の活性化及び自治公民館の学習会や施設整備の支援
- ・ 各校区公民館の特色を活かした取組みの促進と各自治公民館との交流
- ・ 各校区公民館における協働のまちづくり事業との連携

③ 学習活動支援の充実に努めます。

- ・ 講座受講生の活動の場の支援
- ・ 生涯学習ボランティア制度の充実

④ 社会教育施設の整備を推進します。

- ・ 老朽化の進んでいる社会教育施設の整備
- ・ 大原校区公民館（仮称）の完成及び活用
- ・ のぞみがおか生楽館における余裕教室の活用

重点目標 6 図書館活動の充実

知識基盤社会における知識・情報の源泉である図書館資料を提供して、読書を推進するとともに、基礎学力や知的水準の向上を図ります。併せて、文化や地域社会の発展を支えるよう努めます。

(主な方向性)

① 図書館機能の充実に努めます。

- ・ 図書館サービス向上と効率的・効果的な運営
- ・ 「地域の知の拠点」としての機能の充実

② 読書環境の整備・充実に努めます。

- ・ 「読書のまちづくり日本一」の取組みの充実
- ・ 「家読」の推進や図書館と学校との連携を強化及び学校・家庭・幼稚園・保育所等での読書環境の整備・充実

③ 野田宇太郎文学資料館の充実に努めます。

- ・ 野田宇太郎資料館の充実と活用
- ・ 常時展示や企画展示の充実

重点目標7 文化活動の充実

市民一人ひとりが市民自身の生み出す豊かな文化に触れ、また、自分自身が文化の担い手となりえるよう、文化団体の自主的な運営を支援し、活動場所となる施設の整備を進めます。また、地域文化情報を市内外に発信し、文化の振興・発展に努めます。

(主な方向性)

① 芸術文化の普及・振興を推進します。

- ・文化事業協会、市民文化祭、小郡音楽祭などの地域文化の振興発展の促進
- ・市民全体の文化活動の支援及び魅力ある自主事業の取組み
- ・高松凌雲顕彰会が行う活動に対する支援及び学校教育などへの活用

② 文化施設の整備・活性化を推進します。

- ・文化会館の老朽化による修繕及び設備更新の計画的推進

重点目標8 文化財の保護活用の充実

歴史に息づく文化財や文化遺産に関する認識を深め、地域や市民の総意で大事に守りながら、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外へ発信し、教育・まちづくり・観光などにも活用していきます。

(主な方向性)

① 文化財保護活動の推進に努めます。

- ・文化財の指定・登録の推進

② 文化財の活用を推進します。

- ・文化財の外部発信及び活用のための環境づくりの推進
- ・文化財の活用による地域社会のコミュニティ形成の積極的な支援
- ・油屋等古建築の整備推進

③ 小郡官衙遺跡群の整備・活用を推進します。

- ・保存管理計画、整備基本計画に基づく、未指定箇所指定・公有地化の促進及び整備

④ 九州歴史資料館との連携を推進します。

- ・見学者及び体験学習参加者の相互来館促進

重点目標 9 スポーツ・レクリエーションの充実

スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

(主な方向性)

① スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

- ・スポーツ推進基本計画に基づくスポーツ事業の充実
- ・市民のスポーツ・レクリエーションに参加する機会を確保
- ・運動公園を活用した事業の奨励

② スポーツ環境の整備・充実に努めます。

- ・既存施設の適正な維持・管理
- ・総合体育館建設に向けた取組みの推進
- ・スポーツ・レクリエーションの普及を目指した、各種団体や指導者向けの研修会を開催
- ・地域スポーツ指導者等の育成・確保
- ・スポーツ推進委員の活動の充実及び各団体との連携
- ・競技スポーツ振興のため、体育協会の育成強化と大会等への参加奨励